報告書のとりまとめにあたって

「安全情報申告制度に係る調査委員会」は本年5月末に発足以来、当社原子力発電 所における点検・補修作業に係る不適切な取り扱いについて、厳正かつ徹底した調査 に取り組んでまいりました。

本委員会を設置した直接のきっかけは、本年5月中旬に、GE 社から2件の申告案件以外にも不適切な取り扱いのなされた疑いのあるものが20数件見つかったとの指摘を受けたことにあります。

本委員会のメンバーの人選にあたっては、できるだけ第三者の目で調査できるよう、原子力部門以外の、総務・法務部門、業務管理部、企画部を担当するそれぞれの役員 及び部長級社員を中心に構成しました。さらに、社外の目も必要であるとの観点から、 弁護士にもアドバイザーとして加わっていただきました。

また、事務局のメンバーについても、やはり総務・法務部門が中心となり、業務管理部、企画部からもスタッフを集めました。

調査は、文書調査及び聞き取り調査の両方により進めてきました。具体的には、GE 社の膨大な英文資料の読み込み及び当社に残っている資料とのつき合わせ、GE 社から の聞き取り、及び当社内外の関係者への聞き取り調査等を行いました。

調査の対象は、昭和61年から平成13年に至るまでの約15年間にわたる29件の事案に関するものであり、現存している書類も少なく、関係者の記憶があいまいな部分もあったため、予想以上に労力と時間がかかりましたが、現時点で得られる限りの事実を把握し、まとめることができました。また、単に事案の解明にとどまらず、なぜ社員たちがそのような行動をとるに至ったかという背景・動機にも踏み込み、そのうえで、今回の失敗を将来に生かすため、再発防止対策についても検討結果を記述いたしました。

本報告書の内容には、大変に衝撃的な事柄が含まれております。社会の皆様、とりわけ立地地域の皆様からのご信頼を裏切るような行為を繰り返してきた事実、さらには経営陣がそれらの行為を見逃し続けてきたという事実、これらはいずれも許されることではなく、当社の役員・従業員は深い反省の念をもってこれらの事実を真摯に受けとめ、信頼の回復に向けて一人ひとりが何をなすべきかを考え、全力を尽くして取り組んでいかなくてはなりません。

本委員会といたしましては、本報告書を提出するにあたり、改めて社会の皆様に深くお詫び申し上げるとともに、率直なご批判・ご意見を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

平成14年9月17日

安全情報申告制度に係る調査委員会 委員長 勝俣 恒久